



水戸市告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画駐車場を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年9月10日

水戸市長 高橋 靖

記

1 都市計画の種類

- 自転車駐車場（3号 内原駅北口西側自転車駐車場）
- 自転車駐車場（4号 内原駅北口東側自転車駐車場）
- 自転車駐車場（5号 内原駅南口自転車駐車場）

2 都市計画を変更する土地の区域

- 3号 内原駅北口西側自転車駐車場
追加する部分
水戸市 内原一丁目の一部

- 4号 内原駅北口東側自転車駐車場
追加する部分
水戸市 内原一丁目の一部

- 5号 内原駅南口自転車駐車場
追加する部分
水戸市 内原町字桧宮の一部

3 縦覧場所

- 水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画駐車場の変更

(水戸市決定)

平成 30 年度

水戸市

水戸・勝田都市計画駐車場の変更（水戸市決定）

都市計画自転車駐車場に3号内原駅北口西側自転車駐車場ほか2箇所を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	構 造 階 層	備 考
番 号	駐 車 場 名				
3	内原駅北口西側 自転車駐車場	水戸市内原一丁目	約380㎡	地上1層	約110台
4	内原駅北口東側 自転車駐車場	水戸市内原一丁目	約210㎡	地上1層	約160台
5	内原駅南口自転 車駐車場	水戸市内原町字袷宮	約900㎡	地上1層	約230台

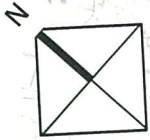
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため、3号内原駅北口西側自転車駐車場ほか2箇所を追加するものである。

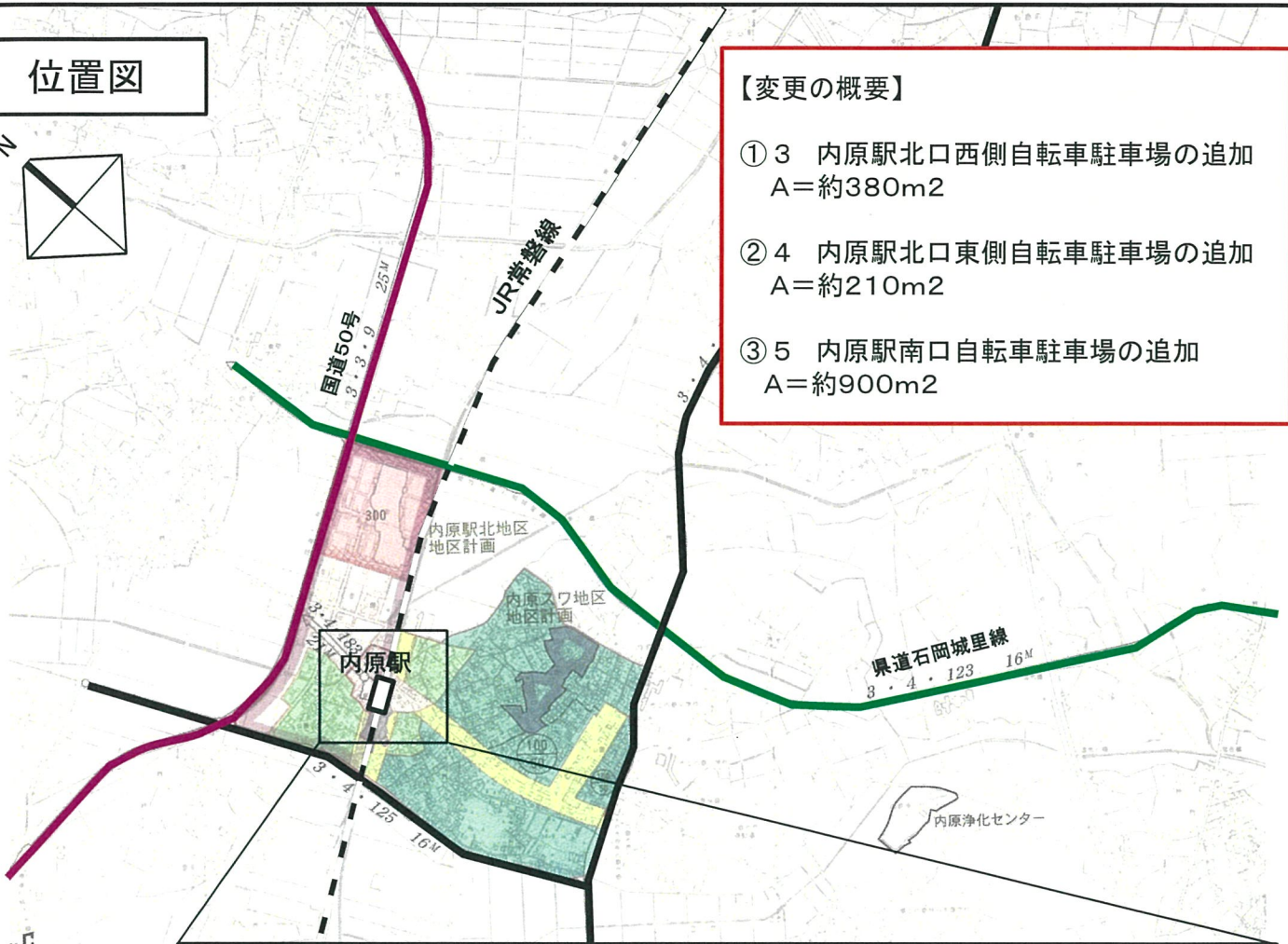
水戸・勝田都市計画 駐車場の変更(水戸市決定)

位置図

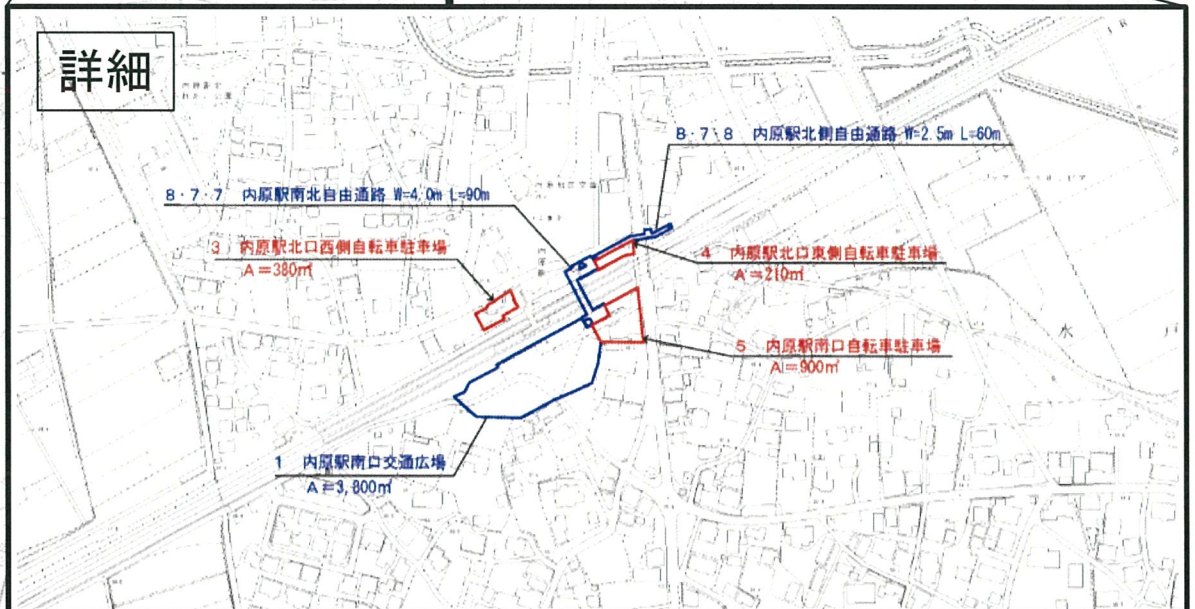


【変更の概要】

- ① 3 内原駅北口西側自転車駐車場の追加
A=約380m²
- ② 4 内原駅北口東側自転車駐車場の追加
A=約210m²
- ③ 5 内原駅南口自転車駐車場の追加
A=約900m²



詳細



【変更理由】

内原地区の拠点機能及び交通結節機能の強化と地域住民の利便性の向上等を図るため、本案のとおり都市計画駐車場を追加するものである。